（別紙－３）

浄化槽管理者の義務等に係る資料（第２関係）

|  |
| --- |
| 浄化槽管理者の義務について　浄化槽管理者とは「当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの」とされており、**各家庭では通常その世帯主が浄化槽管理者**ということになります。　浄化槽管理者には、浄化槽法第７条、第10条及び第11条の規定により、以下の義務が発生しますので、よく御確認いただき、浄化槽の適正な維持管理に努めていただきますようお願い申し上げます。**１　保守点検**浄化槽管理者は、以下の表に示す期間ごとに１回以上の保守点検を行わなければなりません。この時、浄化槽管理者が点検を委託するのであれば、県の登録を受けた保守点検業者に委託してください（登録業者でなければ業務を請け負うことができません）。登録を受けた保守点検業者の情報は、県一般廃棄物課のホームページより閲覧することができます。保守点検では、浄化槽本体の機器の調整や薬剤の補充などを行います。　　　　　**２　清掃**　　　浄化槽管理者は、毎年１回（全ばっ気型の浄化槽は、半年に１回以上）浄化槽の清掃を行わなければなりません。この時、浄化槽管理者が清掃を委託するのであれば、市町村の許可を受けた清掃業者に委託してください（許可業者でなければ業務を請け負うことができません）。清掃では、浄化槽内の汚泥を引き出し、装置の洗浄などを行います。　**３　法定検査**　　　指定検査機関（公益社団法人福島県浄化槽協会）が行う以下の水質検査を受けなければなりません。浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかどうかを検査するものであり、大変重要な検査です。　　⑴　**７条検査**　　　　浄化槽の使用開始後３～８ヶ月以内に行う「設置後等の水質検査」　　⑵　**11条検査**　　　　毎年１回行う「定期検査」 |